

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読をいたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

下総庶第43号、平成28年3月9日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市長 楠山俊介。

平成28年3月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり、訂正したく申し入れます。

- 1、件名、議第29号 市道の認定及び路線の変更について
- 2、訂正箇所、別紙のとおり
- 3、訂正理由、字句に誤りがあるため

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時 9分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第29号原案訂正

○議長（森 温繁君） お諮りいたします。

先ほど、市長より、議第29号 市道の認定及び路線変更についての議案について、原案訂正の申し出がありました。

この際、議第29号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） おはようございます。

議会前の貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございませんでした。

今定例会に提出をさせていただきました議第29号 市道の認定及び路線変更について、字句に誤りがあることが判明したため、原案を訂正させていただき、ご審議をお願いするものでございます。

なお、訂正の内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。まことに申しわけございませんでした。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） おはようございます。お時間をいただき、大変申しわけありません。

ただいま、市長よりお話申し上げた議第29号 市道の認定及び路線変更につきまして、字句の訂正についてご説明をさせていただきます。

今、配付させていただきました資料別紙になりますが、表中、路線認定の終点、地番に「下田市須崎字砂里山1400番」とあるものが、「山」の字が要りませんで、「須崎字砂里1400番の1」地先ということに訂正させていただきたいと考えております。

もう1点、路線変更についてです。路線名「椎の久保砂理山線」及び「椎の久保須砂理線」の「理」の字が間違っておりまして、「理」になっておるものを「里」という字に直していただきたく訂正するものでございます。

以上、議第29号 市道の認定及び路線変更についての原案訂正の説明を終わります。

この度は、本当に申しわけありませんでした。今後、慎重な検討に心がけます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） ただいまの説明に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第29号の原案訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、原案訂正について、これを承認することに決定いたしました。

◎議第34号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第34号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） おはようございます。

それでは、議第34号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の62ページ、議案のかがみをお開き願います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を63ページから65ページのとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事項を定めるためでございます。

昨年、12月定例会におきまして議決をいただきました改正前の条例は、主に個人番号の法定事務における庁内連携について規定したものでございますが、今回の改正条例は、個人番号の独自利用事務についての規定するもので、平成29年7月から独自利用の情報連携を開始するため、本年度において条例の改正をするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。資料の102ページ、103ページをお開き願います。

左のページが改正前、右のページが改正後となり、アンダーラインの部分が改正する部分でございます。

右のページの改正後の欄でご説明申し上げます。

第4条は、個人番号の利用の範囲についての改正でございます。これは、法定事務以外の

下田市の独自利用事務の範囲を明らかにしたもので、第1項では、独自利用を行う事務を改正後の別表第1及び別表第2に定めるものであり、各事務は後ほどご説明申し上げます。

第2項は、独自利用を行う事務の処理のための庁内連携について規定するものでございます。

第3項は、改正前の第2項で、内容の変更はございません。

第4項は、本条第2項に規定する事務については、条例その他で義務づけられている当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出は省略できることを規定するものでございます。

続いて、5条でございます。5条は、改正前の「別表」を「別表第3」とするものでございます。

続いて、別表第1でございます。

今回、新たに加えられる別表第1は、改正後の第4条の第1項の個人番号の独自利用を行う事務を定めたものでございます。別表第1の機関は、いずれも市長で、事務につきましては、1の項の下田市子ども医療費の助成に関する条例（平成13年下田市条例第15号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。2の項の下田市重度障害者（児）医療費助成要綱（昭和53年下田市告示第32号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。

3の項の下田市母子家庭等医療費助成要綱（昭和55年下田市告示第15号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。4の項の下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱（平成17年下田市告示第63号-3）による介護保険の保険給付に係るサービス等の利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるものの4件でございます。

なお、規則で定める事務につきましては、1の項から3の項につきましては医療費受給対象者、4の項につきましては利用者負担軽減対象者の申請等の受理、審査、応答に関する事務でございます。

続いて、別表第2でございます。

今回、新たに加えられる別表第2は、改正後の第4条第2項の規定により庁内連携のできる特定個人情報を定めたものでございます。内容は、いずれも規則で定めるものでございます。

別表第2の機関はいずれも市長で、事務及び特定個人情報につきましては、1の項の下田

市子ども医療費の助成に関する事務であって、住民関係情報105ページをお開き願います。地方税関係情報の合せて2つの情報。2の項の下田市重度障害者（児）医療費助成金の支給に関する事務にあつては、身体障害者手帳に関する情報、療育手帳に関する情報、特別児童扶養手当の支給に関する情報、精神障害者保健福祉手帳に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報の6つの情報。

3の項の下田市母子家庭等医療費助成金の支給に関する事務にあつては、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害児入所支援及び措置に関する情報。107ページをお開き願います。地方税関係情報、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、重度障害者（児）医療費の助成に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報、母子保健法による療育医療の給付に関する情報の9つの情報。

4の項の下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱による介護保険の保険給付に係るサービス等の利用者負担軽減に関する事務にあつては、生活保護関係情報、住民税関係情報、住民票関係情報の3つの情報でございます。

続いて、別表第3でございます。本表は、改正前の別表に当たるもので、表の関係先を「第5条第1項」から「第5条」に変更するほか、情報照会機関の欄に他の表と同様に番号を付番し、条文を整備するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の65ページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第34号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第35号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第35号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第35号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の66ページをお開き願います。

下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人等の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、改正後の地方公務員法が平成28年4月1日から施行されます。この改正に伴い、人事評価制度の導入や退職管理の適正化の確保が新たに規定されたため、人事行政の運営等の状況の公表に係る項目として「人事評価」と「退職管理」が追加されたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の108ページ、109ページをお開き願います。左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第3条は、公表事項を定めたもので、第2号に「職員の人事評価の状況」を加えるとともに、第7号に「職員の退職管理の状況」を加え、「第6号」を「第8号」とし、「及び勤務成績の評定」を削るものでございます。

それでは、議案件名簿の67ページをお開きください。附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第35号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第36号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第36号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第36号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の68ページをお開き願います。

下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の108ページ、109ページをお開き願います。左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回訂正させていただくところでございます。

第1条中、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもので、地方公務員法の一部改正に伴う項ずれを改めるものでございます。

それでは、議案件名簿の69ページをお開きください。附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第36号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第36号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第37号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第37号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第37号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の70ページをお開き願います。

下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、旅費の種類を追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、110ページをお開き願います。

改正内容の要旨でございますが、人事交流等に伴い生ずる職員の負担を軽減するため、移転料、着後手当、扶養親族移転料を新たに加えるものでございます。

各手当の内容でございますが、移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転を伴う場合、表にありますように鉄道の距離に応じて移転料の額を定額で支給するもので、職員本人分2分の1、扶養親族分2分の1で構成しております。

着後手当でございますが、新たな住居に入居するための諸費用として、日当5日分及び宿泊料5日分の合計額を上限として支給するもので、表にありますように上限額は6万5,500円となるものでございます。

111ページをお開きください。扶養親族移転料でございますが、扶養親族を随伴する場合に扶養親族1人ごとに支給するもので、扶養親族移転料計算表のとおりとなるものでございます。

次に、条例改正の内容につきましてご説明申し上げますので、条例改正関係等説資料の112ページ、113ページをお開き願います。左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第2条の改正は、第2号として赴任の定義を加え、第3条は旅費の支給に関する定めで、第1項の改正は、赴任した場合等も旅費を支給する旨を加え、第3項は出張の後に赴任を加

えるとともに、条文の整理を行ったものでございます。

第6条第1項は、旅費の種類に移転料、着後手当及び扶養親族移転料を加えるもの。第6条第9項は、移転料は一定距離当たりの定額で支給する旨を定め、第10項では、着後手当は定額により支給する旨、第11項では、扶養親族移転料は赴任に伴う扶養親族の移転について支給する旨を定めたものでございます。

なお、条を整理するため、第12条の2を削り、第12条の3を第12条の2と改めるものでございます。

114ページ、115ページをお開きください。第17条は、移転料の額を定めたもので、扶養親族を伴う場合の在勤地までの鉄道距離に応じて10万7,000円から32万4,000円までの支給額を定めたものでございます。

第2号では、扶養親族を伴わない場合は2分の1とするもの、第3号では、赴任を命ぜられた翌日から1年以内に扶養親族が移転する場合には、第2号と同額を支給する旨を定めるものでございます。

第2項の規定は、扶養親族が後から移転する場合で、職員の移転時と鉄道距離が異なるときは、扶養親族移転時の額とする旨を定めたものでございます。

第18条は、着後手当の上限額を定めたもので、日当5日分及び宿泊料定額5夜分の計6万5,500円を上限とするものでございます。

第19条は、扶養親族移転料の額を定めたもので、第1号は随伴する場合の規定で、12歳以上の扶養親族は職員相当の鉄道賃等の全額及び日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2相当額。12歳未満6歳以上の扶養親族は12歳以上の2分の1相当額を支給する旨を定めたものでございます。

なお、6歳未満の扶養親族は、職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1相当額とし、2人を超える場合には、1人につき職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1相当を加算するというものでございます。

第2号は、赴任時や赴任後1年以内に扶養親族が移転する場合は、扶養親族の住所または居所からの計算といたしますが、第1号の額を超えることができない旨を規定したものでございます。

第3号は、円未満の端数を切り捨てる旨の規定。同条第2項は、胎児も扶養親族とみなす旨を規定したものでございます。

第20条から第22条までは、第17条から第19条を加えたことに伴う条ずれを改めるもの。第

23条は、条ずれ及び第2条の改正に伴う号のずれを改めるもの。第24条から第26条は、条のずれを改めるものでございます。

それでは、議案件名簿の73ページをお開きください。附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第37号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第37号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第38号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第38号 下田市立学校給食センター設置条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 議第38号 下田市立学校給食センター設置条例の制定についてをご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の74ページ、75ページをお開き願います。

74ページは、議案の表題部で、下田市立学校給食センター設置条例を75ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、下田市立学校給食センターを設置するためであります。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきますので、お手数ですが、説明資料の118ページから119ページの逐条解説の部分をお開き願います。

まず、第1条におきまして、この条例の目的を定めております。目的は、下田市立学校給食センターの設置、管理及び運営に関し、必要な事項を定めることとでございます。

続きまして、第2条におきまして、名称及び位置を定めております。名称は下田市立学校給食センター、位置は下田市須崎1782番地の1であります。

次に、第3条におきまして、給食センターに配置する職員について定めをしております。これは、所長とか管理栄養士さん、そういうものを想定していることとなります。

めくっていただきまして、次に、第4条におきまして、給食センターで行う業務を定めております。業務は、学校給食を実施するための学校給食用物資の調達、調理、輸送その他であります。

次に、第5条におきまして、委任条項を定めてあります。

最後に、議案件名簿の75ページに戻っていただきまして、附則で施行期日を規定しております。施行日は平成28年4月1日となります。

以上、大変雑駁ですが、議第38号 下田市立学校給食センター設置条例の制定についてを説明させていただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） センターが竣工するための条例ということであろうと思いますが、第3条の給食センターに「所長その他の必要な職員を置く」とこの規定がございますが、具体的には所長はどのような仕事とどのような責任を持つのかと。単独の所長なのか、あるいは学校の校長さんとの兼務等を想定しているのか、その他の職員というのは、どのような職員を現在想定しているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 第3条のところですけども、必要な職員ということで先ほど所長あるいは管理栄養士というふうに申し上げたんですけども、現在、浜崎と稲生沢に共同調理場がございます、ここにも場長という方がいらっしゃるんですけども、この場長は、専任ではなくて兼任という形になっておりますので、一応、今のところの想定では、兼任というような形で置くような方向で考えているところです。

位置づけはそのような形になりますけれども、職務といたしましては、これは先ほど1条のところにある目的、必要な事項それから業務のきちんと行われているかどうかというようなことをチェックするそういう業務になると考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 実は、河津の共同調理場を視察しますと、同じように所長と言いな
がらセンターには所長はいらっしゃらない。本庁の教育委員会にいます。名前だけの所長で、
どういう責任を持てるのかと。しかも、所長ということであれば、当然栄養士らと給食に関
するやはり専門的知識を持っている人というぐあいに一般的には想定するんだろうと思うん
です。ただ名前だけの所長で1,700からのセンターを管理しようというぐあいに教育委員会、
教育長はお考えになっているのか。まず、確認をしたいと思うわけであります。

そうしますと、実質的には若い栄養士さんが全て仕切るということが想定できようかと思
いますけれども、そういう体制で本当にいいのかなと思うわけであります。しかも、今のと
ころは、調理のほうと配送のほうは民間委託にしようというぐあいに考えているようであり
ますので、そういう事業とここのセンターの職員との責任問題、仕事の内容というんでしょ
うか、そういうものがどのように整理されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、河津の給食センターには、確かに所長さんとか、今、
手元には河津の設置条例もありますけれども、事務職員それから栄養士さん、こういう方が
いらっしゃるわけです。

今現在も場長さんというのは決して名前だけではなくて、そこの給食センターから事故等
が起こった場合は、当然連絡体制の中できちんとした指導をしておりますので、まずは場長
といっても名前だけで全然管理をしないんだと、そのようなことは想定しておりません。ま
た、栄養士さんともきちんとして連絡体制をとっていくということを考えております。

それから、この給食センターというのは、民間委託にしようという形で今手続を進めてい
るところですけれども、民間委託の業者さんのほうから提案書というのをいただいているわ
けです。今月中に選定委員会等も開かせていただくんですけれども、その提案の中には、き
ちんとした連絡体制の中で学校給食をきちんと提供すると、そういう提案もされております
ので、そういう提案の中からよりよいものを見させていただきまして、支障のないような形
で進めていく、そのように考えております。

○議長（森 温繁君） 沢登君。

○13番（沢登英信君） 所長という表現で、今の答弁ですと場長というような表現もあつた
かと思うんですけれども、そうしますと、例えば浜崎小学校の校長先生が兼務なのかと、あ
るいは所長という名前の専属の職員がそこに配置をされるのか。体制としては大分違うと思
うんです。

要望書としては、給食費の公会計化を図るべきだという要望も出されていようかと思うんです。このセンターとあわせてそういうものも検討されるということになりますと、その近くの学校の校長先生に任せればよいというような体制では、私はまずいんではないかというぐあいに思うんですけれども、どういう形になるのか。

しかも、1,700食ということになりますと、約1億近くの給食資材を扱うわけです。そこに栄養士さんだけなのか。当然、事務職や支払いの担当する職員は置かないのかという心配が当然出てこようかと思えますけれども、そこら辺はどのように検討されているのか、同じことをくどくで恐縮ですけれども、お尋ねしたいと思えます。特に、教育長にお尋ねしたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 今、学校教育さんのほうからも話がありましたけれども、所長についてというお話の中で、今、教育委員会内でも検討しておるところで、学校長かあるいは例えば教育委員会の中で兼務ということで所長を置くかということの議論もなされていますので、ここではっきり申し上げられないですけれども、決定というお話できませんので、御了承願いたいと思えます。

あと、それぞれ当然栄養士さんは、センターに置くわけですけれども、今の体制と同じように教育委員会にも当然栄養士さんを置くわけで、その中でお互いに連携をとりながら今言われた食材の調達等も行っていくというふうに考えております。

公会計についても、これも前からそういうお話のほうが出ておまして、なるべく早く整えば、公会計という形で実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 教育課長、何か補足ありますか。

学校教育課長。

沢登さんは3回目ですから終わりです。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 状況の確認という。現在、浜崎共同調理場と稲生沢調理場に場長さんいらっしゃいますけれども、これは校長先生ではなくて、学校教育課の参事さんが兼務しているという状況になっております。

それから、食材が多くなるということなんですけれども、今、2つの共同調理場と2つの給食室にそれぞれ栄養士さん、県費も含めていらっしゃいますので、1つになるから1人になってしまうのではなくて、人数も増えますので、そこは協力してやっていくことが当然可

能であるということです。

それから、公会計化ということは、学校給食については、ご指摘のとおり給食費をいただいてもそれを市の収入とは現在なっていないわけですが、これは以前ちょっとお話ししたいと思いますけれども、28年度が民間委託になるんですけれども、それにあわせて29年度をめどに公会計化、要するに市の収入として受けるものは受ける、出すものは出す、そういう形で処理していくということは、以前、議会のときにも私のほうから申し上げているはずであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

8番、鈴木君。

○8番（鈴木 敬君） 1点お聞きしたいんですが、第5条でこの条例の施行に関し必要な事項は下田市教育委員会が別に定めると。附則で4月1日からその施行をするというふうなことになっておりますが、もう4月1日と言っても1カ月もないわけですが、今現在で規則というのはもうできているんですか。要綱というのかな。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 今は条例を提案させていただいている段階ですので、今はまだ細かい規則、それはできてはおりません。

○議長（森 温繁君） 8番、鈴木君。

○8番（鈴木 敬君） そうすると、この議会で成立次第、もうすぐに規則というものはつくって、規則がなければ実質的に運営もできないわけですので、その時点で、規則ができた時点でもう一度規則の内容についていただけたらと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに。

9番、伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 教育長にお尋ねします。この間の審議の中でも出たんですけれども、やはりアレルギー対策というのは非常に重要な事項だと思うんですけれども、今までは学校現場でほぼ全部やっておったと。給食センターを設置するときにアレルギー対策室をつくったらどうかという議論も当然なされたと思うんですが、結果としてアレルギー対策室はつくらないと。アレルギー現場は、学校現場に全部任せられたと。しかし、長い教員生活の中で学校現場の実情はよく把握されていると思うんですけれども、アレルギーの対応を教員に全

部お任せするのではなくて、やはり教育委員会としてそのバックアップ体制というんですか、そういうのが必要だと思うんだけど、その辺について、今回アレルギー対策室は設けなかったんだけど、どういうわけで設けなかったのか。今後、アレルギー対策については、どういうふうに取り組んでいくお考えなのか。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） まず、アレルギー対策について、伊藤議員さんもお存じだと思いますけれども、最初の設計の段階から今いろいろな過程を経て、とりあえず財政的なことも関連しながらちょっとアレルギー室についてはできないということを伺っておって、現在、進行中ということになります。

今言った学校現場のほうにお任せというか、丸投げではないということで、当然、管理表はとりあえず教育委員会からお願いをして学校で保護者から聞き取り、あるいは病院での診察等で表をいただいております。その表をもとに、当然教育委員会のほうでその表を見ながら給食を作成していくと。

そういう中で、今、伊藤議員さんが言われた私たちは現場にいるときは丸投げというか、学校が全てやっているような感じを受けたわけですが、今度は実際自分がこういう立場になって、教育委員会で非常に栄養士さんが細かくチェックしながら学校と連絡を取っているということで、今の方法で十分そのアレルギー対応は可能かなと。もっともっとアレルギーについては給食だけの問題ではなくて、いろいろなアレルギーがあるわけですので、そういうことも含めて学校と連携を取りながらアレルギー対策の推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番、伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） アレルギー対策で一番簡単なのは、そのアレルギーのものを食べさせなければいいというのは一番簡単なもので、多分そういう形で今現在もやっておられるけれども、やはり給食を食べる子供の立場でいけば、やはりみんなと同じものが食べられないものはやむを得ないにしても、やはり給食として何らかの代替物が出るとか、その辺は子供の心は非常に僕は傷つきやすいんじゃないかなと思って、そういう配慮というのはしっかりできるのかどうか、やる必要があるんじゃないかと僕は思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 前のときにも伊藤議員さんのほうからそういう質問があったと思

います。それを受けて、とりあえず学校のほうの特に中心になってやっただけで、保健の関係の先生である養護教諭になるわけですけれども、いろいろその辺について保護者からの要望等がありますかというようなことをお聞きしました。現在のところでは、要望のほうについては、それぞれやはり家庭で不足する分については用意をしたりというようなことで、現段階で要望はありません。

ただ、今言われたように、いろいろな教育活動全般を考えたときに、子供たちに給食だけではなくて、子供たちにはいろいろな子供たちがいる中で、そういう中で平等性を当然考えながらもやはり個に応じた教育ということで、アレルギーだけの問題ではなくていろいろなことの中で子供たちを育てていかなければならない、そういう教育というのは難しいところもあるのかなと思いますので、今言われたこともまた持ち帰りまして、学校にも相談をしながら、要望があればそれに対して真摯に受けとめながら進めていけたらと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第39号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第39号 下田市高齢者生きがいプラザ条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） それでは、議第39号 下田市高齢者生きがいプラザ条例を廃止する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の76ページをお開き願います。

この議案は、静岡県が下田総合庁舎の危機管理機能を移転し、防災棟を下田市高齢者生きがいプラザ用地を利用して建設する方針予定になったことによりまして、下田市高齢者生きがいプラザ条例を別紙の内容のとおり廃止させていただくものでございます。

提案理由は、下田市高齢者生きがいプラザを廃止するためであります。

次の77ページをお開き願います。

それでは、下田市高齢者生きがいプラザ条例（平成17年下田市条例第27号）を廃止する条例につきましてご説明をさせていただきます。

下田市高齢者生きがいプラザは、高齢者の生きがいと健康増進、障害者の福祉向上を目的として介護予防拠点整備事業によりまして平成12年度に建設されました老人福祉法に基づく老人福祉センターに準ずる福祉施設でありまして、この施設の管理運営につきましては、公益財団法人下田市振興公社に指定管理制度によりまして管理委託をしております。

議案件名簿の77ページの附則でございますが、この条例は平成28年11月1日から施行するというものでございます。

この施行日についてですけれども、1点目といたしましては、下田市高齢者生きがいプラザの利用の大半が陶芸活動でありまして、陶芸窯は下田市市民スポーツセンター敷地内に新たに建設する予定で、新年度予算をお願いしております、供用開始は平成28年11月ごろを予定している点。

2点目としまして、高齢者生きがいプラザの使用期間の使用申請等は施行規則第4条において6カ月前より可能となっております。このため、利用者の方々の不利益とならないよう規則で定める6カ月間及び周知期間を確保するものでございます。

3点目といたしましては、県の工事施工予定でございますが、平成29年1月より解体工事を予定していると聞いております。この解体工事に対する準備期間を必要としている点。

以上のことなどを考慮いたしまして、施行日を平成28年11月1日とするものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第39号 下田市高齢者生きがいプラザ条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 介護保険予防法に基づく老人福祉センターに準ずるものであると、この高齢者生きがいプラザは、こう課長は言っているわけです。まさに高齢者の生きがいを奪い去ってしまうようなこのような条例であっていいのかというのが本来の趣旨であります。

しかし、百歩譲ってみても、どうして今の時期にこの廃止条例を出さなければならないのかと。少なくとも、陶芸や高齢者生きがいプラザのそれぞれの施設がきちりと整備されて、お年寄りが切れ目なく使うことができる、こういう条件があつて初めて廃止条例が出される、

そういうことでなければまずいのではないのでしょうか。

なんで28年の11月1日から施行するものが今出さなければならんのか。6月あるいは9月議会で十分ではないかと。しかも、市長選挙を6月には控えていると。前市長のこれらの施策が見直される可能性だってないわけではないと私はこう思うわけです。なんで今実施しなければならんのか。6月議会ではまずいのかという点が1点。9月議会ではまずいのか。

しかも、現時点では、陶芸小屋もお茶の部屋も会議室も整備がされていないでしょう。予定だから今出すんだではなくて、現にある市民に提供している施設は、それにかわるちゃんとした施設ができ上がったときに初めてこの生きがいプラザの条例を廃止して、新たな名前を何とするのか知りませんが、老人福祉センターという名前にするのか知りませんが、そういうものができ上がってなければ、議会に提出すべき議案ではないと私は考えますが、この2つの点についてどのような見解でいるのかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） 施行日の11月1日につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、新年度予算との兼ね合いの件、また使用申請が6カ月前ということですので、4月に申請をいたしますと少なくとも10月までは予約ができるというような点。また、県の解体の工事の予定の点等を含めまして、今条例で出さないと新年度予算等の関連ができないということでございます。

また、お茶等と和室等とか陶芸小屋の関係の施設ができ上がった時点で出すべきではないかという点でございますけれども、実際、老人福祉センター、これは総合福祉会館と同じ目的の施設でございますけれども、どのような利用状況になっているかということをおまじつとご説明させていただきますと、高齢者がもちろん要介護状態になることを予防するために陶芸とかお茶などの趣味の場を提供し、仲間や世代間の交流を図ってもらうことを目的に建設されたものでございます。

しかし、利用状況につきましては、陶芸に関しては予約が取れないほどでありますけれども、和室や茶室に至っては目的に沿った利用がされていないという点。それは、施設の所在が敷根地区の高台の市民スポーツセンターの奥にあることでありまして、高齢者が気軽に立ち寄り利用できるコミュニティの場所としてふさわしいかという点については懸念されていたこととございます。また、実際、市や振興公社におきまして、交通の移動支援などを検討しておりましたが、場所的なことにおいて、現在その利用度というのは非常に低い状

態でございます。

陶芸に関しましては、特定のグループの3団体等や個人の愛好者の利用者が主で、新たな高齢者が体験利用を行うような環境ではなく、生涯学習的な面の利用形態に偏っている点が否めないということでもあります。

どちらにしても介護予防保健制度の以前の制度でございますけれども、事業の位置づけでありながら公共交通の便が悪い高台に施設があるために、より多くの高齢者の利用が難しい状況にあるということは確かでございます。

また、この点につきましては、この施設における分析の評価につきましては、平成24年度に行われました下田市の公の施設の指定管理者選定委員会の選定結果の今後の課題の中においても指摘を受けている点でございます。

読ませていただきますと、「下田市高齢者生きがいプラザについては、当該施設が陶芸窯の活用を除き設置目的を果たし得る利用につながっていないという評価をされるのは、立地条件はもとより、施設が主要な活動要件を満たすために果たして十分な機能や構造を有しているのかという疑問に直結している。今回の採点は厳しい結果となったが、これは振興公社の努力の枠を超えた根本的な問題であると認識する。以前の当委員会からの指摘の経緯を踏まえ、指定管理者の導入が効果的な施設なのか、あるいは設置目的と現状の利用形態に照らして、そもそも真に必要とされ得る施設であるのか、行政側に対して目的変更も視野に入れた検討を近々に思うべきであると問題提起したい」というふうな形で指摘されております。

このような中で、もちろん介護保険制度の以前の施設でございますけれども、福祉事務所の立場からいたしますと、新たな福祉施設の見地から高齢者の日常生活に近い地域に、地域の方々が管理運営する施設、また利用できるような、近々でいきますと総合福祉会館等の施設の補修等、また施設の利用の改善等を図ることが今回の目的なり、また指定管理者の選定委員会からの指摘に沿ったものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 沢登君。

○13番（沢登英信君） 全く答弁のための答弁をしているような議論で、情けなくなります。

基本的にお茶屋等々のここが使われていないということは、陶芸については、御案内のように陶芸を指導する人をそこに配置しているからです。お茶やお華の指導をする人を配置していないでしょう。そういう手だてを。高台にあるから利用率が少ないと、このような見解というのは、私は間違っているのではないかと。なんでそれなら陶芸の人とは高台にもかか

わらず3団体もあって、毎日利用しているのか。そこにそういうことを指導してくれる人がいて、それを生きがいにしてしている人たちがいるからです。

指導者を置かないでほったらかしておいて、利用率が少ないと。おかしいのではないですか。利用を高める努力をどのようにしたのかと。公社任せで何もしていないというのがその実態ではないのでしょうか。

それから、市民文化会館の隣の総合福祉会館は、お年寄りの利用率が非常に高く、お茶とかお華をやっているような場所も時間帯もないのではないですか。そこにそんな代替になるような施設を建てるような場所もないのでしょうか。全く、はなから要らないというなら要らないような議論をして、県の危機管理室の話が出てきて今の話が出てきたんでしょう。本末転倒の議論ではないのでしょうか。

ですから、具体的にどのように代替の施設をつくられるのか、明らかにしてください。少なくともそういうお年寄りの生きがいを市長みずからが奪ってしまって、廃止条例を出せばいいんだと。このような姿勢はですね、市長、痛烈に批判されて当然だと思いますよ。市民の側に立っていない。少なくとも代替施設がきちりしてからこの議案は出すべきでしょう。そうと思いますが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） 陶芸の活動については、もちろん陶芸のグループの先生方とかグループの会というのがあると思いますので、芸術祭等も含めたいろいろな展示の中で活動しているということで、非常に活動が活発ではないかというふうに認識しております。

特に、陶芸を焼くに当たっては、もちろん持ち運び、またそれを焼いてそれから冷やすというようなことで、かなり時間と手間と日数がかかるということで、ほとんど占用しているということが実情ではないかと思います。そういう点におきまして、生涯学習的な面で対応していただけるとありがたいのではないかというふうには考えております。

また、実際の高齢者のほうのその他の活動についてですけれども、趣味や余暇活動を行っているサークル活動のグループは、定期的にやっている団体は4団体の5グループぐらいになっております。活動内容としては、手芸とか絵手紙とか海藻押し花、またトランプとかという娯楽のことをやっているということで、月に1、2回程度の施設利用となっております。利用人数は、1グループ6人から7人程度で、障害者の団体については1つ15名から20名程度の部分が月1回ぐらいやっております。その他、年1回スポーツ協会やその他の団体が総会等で会議室を利用しているのが実情でございまして、実際にサークル活動の団体等に対し

て状況報告と聞き取りを実施をしましたが、生きがいプラザが静岡県の防災機能の移転によりまして廃止されることは、既に了承済みでございました。

また、サークル活動等の利用施設は、既に中央公民館とか福祉会館とか自宅などを利用して活動しているということがありますので、生きがいプラザの施設の利用のみでの利用ではないというふうに認識しております。ですので、総合福祉会館での使用になっても十分利用は可能であるではないかというような意向は受けております。

また、福祉会館のほうの施設の内容でございますけれども、指定管理を委託しています社会福祉協議会によりますと、施設の利用形態で改善点や問題点が長い間ずっと施設の中を改善していない。実際には、外壁だとか冷房の施設とかなんかは改修していますが、中の施設の部分は改修していないということで、施設内はどのように改修が必要かをまとめてほしい旨は依頼しております。

特に、2階の畳の部屋の共用娛樂室でございますけれども、通常は老人クラブやボランティアの会合、絵手紙サークル、カラオケで紹介されていますけれども、足腰に負担のかかる畳の部屋であるため、高齢者にとっては利用が難しく、会合でも畳の上に机やいすを置いて利用している状況なので、フローリングにしたほうが利用しやすい等の意見が出ております。

そういう形の中で、上の共用娛樂室を利用ができるような形で変更していきたいというふうに福祉事務所のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 沢登君。

○13番（沢登英信君） かみ合いませんので、要望して終わりますけれども、施設を管理している担当課長がこの施設がなくなっていいなんていう姿勢で行政を運営されていたらとてもではない。担当している職員は、自分がかかわっている施設がなくなるとは困るという姿勢に立つのが職員の姿勢ですよ。そして、どうしてもそれをなくさなければならないということになるなら、どこにどういう形でその代替施設ができるのかと県と相談して、例えば危機管理室の地下1階4階建ての中にこれにかわるものはできないのかと、あるいはほかに県は土地を提供してこういうものができないのかと。それを残せという姿勢に立つのが担当課長の姿勢ですよ。

それが、市長の意向に従って、もう決まっていることだと。施設をなくしてもいいんだと。市民にとっては非常に恥ずかしい態度ですよ。地方公務員として市政がどうあるべきかと、公的にも保障されているんですよ。自分の頭で考えて、いいまちをつくるように頑張ってください。

ださい。

終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

10番。

○10番（土屋 忍君） 先ほど、陶芸以外は余り活用されていないと。ほかの代替施設でも十分福祉センターのほうでも利用できるであろうというなお話がありました。

陶芸については、隣のところに陶芸小屋みたいなものをつくってやるというような話も聞いているわけですが、1つの考えとして、私は、知り合いの人がそれこそ敷根の高台まで行かなくても折戸で、それも学校の先生を退職されてしていると思うんですけども、自分で陶芸の教室をやったり、いろいろそれを教えて、私も行ったことがあるんですけども、大変細かにその先生が教えて、それで皆さん喜んでそこへと陶芸に行っているというところもあるわけで、そこには特別それをやっている人が陶芸の先生として教えているわけなものですから、そういうところを、民間のそういう施設を今度利用して、例えば、私の娘なんかもそこへ行って陶芸の勉強をしたりもしておりましたけれども、普通の人たちはそこでお金を払ってやればいいわけです。もしお年寄りでこういう陶芸の高齢者生きがいプラザに行くような年齢の人でしたら、例えばの話ですけども、それに対して補助を出すとかそういうことのほうが民間の施設を利用してやるというのも一つの方法で、何でもかんでもお年寄りのために、増して敷根の遠いところへ、車も運転できればいいんですけども、そろそろ運転も厳しいやという高齢者の方のためにそういうところにわざわざ陶芸の窯をつくり、その教える先生も常駐しているわけではないでしょうから、そういう人もいないよというようなものをやる必要があるのかというふうに私は思うんですけども、これを機会にちょっとひとつ、今まであったわけですから、それをどうこうしろということではないですけども、今回の県の施設に絡めて、1回なくなるわけではないですか。ですから、そういうものを活用して、それに対して何らかのという方法もあるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてちょっと意見があったらお願いします。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 陶芸の関係ですけども、当初、窯等がまだ1基は普通に動いていますので、それらを陶芸の方のほうでもしあれならこちらから渡して、そういったことができませんかという話も当初話はしました。

ただ、この陶芸の方たちについては、ほとんどが指導者がついた形でその先生がやってい

くという形が多いんですけれども、ただ施設の管理として、やはりなかなか自分たちはできないというようなことで、陶芸については残してくださいという要望が非常に強かったということなんです。

その過程の中で、場所等どのような形でやっていくかという協議をしてきたわけなんですけれども、今は高齢者生きがいプラザという形ですけれども、これ廃止後は、社会教育施設というような形で、高齢者の生きがいというよりも、もうそういった陶芸の方たちがかなり人数もいますし、今後そういった社会教育施設という形でスポーツセンターのほうに吸収したような形の運営になってくるというふうに感じております。

電気窯で実際にはタイマーとかをセットすればそんなに危なくないということもございますけれども、やはり管理者がそこにいないというのは、なかなか難しいということで、陶芸の人たちの要望が強いということ、利用もかなりあるということで、これについては確保していこうというようなことで今回のようなことになったということなんです。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番、土屋君。

○10番（土屋 忍君） それならそれで、利用する人が多いのであれば、今までどおりぜひ残してもらいたいという市民の意見があれば、無理やりやることはないと思っておりますけれども、そういう考えもあるのではないのかなというようなことで意見を述べさせてもらったわけなんですけれども、市民にとって一番いい方法が当然いいというふうには思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

8番。

○8番（鈴木 敬君） 1点ちょっとお聞きしたいんですが、県の総合庁舎の全面移転ができなくて、危機管理機能だけを移転するというので生きがいプラザの用地、そこに新たに危機管理棟をつくるというふうなことで話が進んでいるというふうに思うんですが、その話を協議する中で、どのような合意がなされて、どのような計画がなされていたのかということをお聞きしたいんですが、例えばそこで生きがいプラザの代替施設をどうするかというふうな話なんかは、どのように県との話がなされてきたのか。また、その生きがいプラザの跡地につくるということに関して、その後の借地料等のことはどのような形で県のほうと合意がなされているのか。そこら辺について、県との協議内容、合意についてご説明いただければと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 県との交渉経過でございますが、前、全協のときにも若干ご説明したと思いますけれども、代替施設というより、うちのほうは要するに補償をどう受けるかということを中心に協議してきました。補償が、いわゆる公共補償と言われる機能的な補償と一般的な補償とあるわけですけれども、これは今回一般補償で今回受けさせていただくということで、今年度新年度予算のほうに計上がしてあります。一応、補償のほうは3,800万円ということで、これが施設補償費受入金という形で今回も予算計上させていただきました。

それらの補償で受けるということで今まで話をしてきましたので、代替施設というような話も当初あったんですが、必要な機能と先ほど利用形態が余りよくないものとありましたので、例えば機能補償を受けるとなりますと、ほとんど利用のない茶室は茶室として使わなければならないと。今、人口減少が叫ばれている中、公共施設のあり方も今後当然今までの人口が右肩上がりに行くようなときの施設の整備の仕方とはいかないと思いますので、市民の方とか議会の皆さんにも厳しいようなこれから判断が当然迫られてくるのではないかと思います。人口が増えていくというのはもう当面考えられませんので、その中で今ある施設を、まして老朽した施設等も含めてどのように統合したり管理していくのかということが、今後大きな課題になるというふうに考えておりますので、その辺は必要なものはきっちり維持して、余り利用されていないものは整理するというようなことも考えていく必要があるのではないかと思います。

今回の陶芸については、窯も1基新調するような形で、利用が多いところについてはそのような配慮もしているところです。

県とは、そういった形で代替施設というよりもそういったことも考えて必要なものに使えるというような形で、今回は市としても一般補償で受けたほうが有利という判断をしたということが今回の予算のほうにも計上してあります。

あと借地料の関係ですけれども、面積的なものは県が一部、前も説明しましたが、駐車場用地として使いたいというところを一部整備するようなこともありますので、面積が確定すれば、もう借地料の話に入れます。こちらのほうも普通財産として貸し付ける場合、どの程度の金額かというのは、もう早い段階に示してありますので、面積等が決まれば、具体的な交渉に入れるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森 温繁君） いいですか。ほかにありませんか。

9番、伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 今の稲葉総務課長の答弁を聞きまして、ひと安心はしたんでありますが、やはり市民が実際に3団体ですか、使っておられる陶芸を、これを機会に潰してしまえというのはちょっと乱暴過ぎるなという印象を持っております。その点、引き続いてその場を残すということでもありますので、ひと安心をしたわけでもあります。

それから、人口減少も稲葉総務課長のおっしゃったとおりではあります、実はですね、高齢者に限っていけば、まだしばらくは増えていくんではないですかね。全体として人口が減っていくから人口減少にあるんだけど、高齢者については、まだしばらくは増えていく。だから、やはり高齢者対策というのは、しばらくはやはり増加を見込んで考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うんですが、その点、人口減少と1本でいくんではなくて、もちろん子供たちや働いている人は残念ながら減るだろうけれども、高齢者はまだしばらくは増えていくという認識を持っているんですが、その点はいかが考えるかということと、陶芸を残すところについて、具体的にここに残すとかこういうところに残すというのが決まっていればそれを教えていただきたいのと、それから福祉事務所長の答弁を聞いていますと、要は、福祉事務所ではなくて生涯学習課の所管ではないかというニュアンスの発言だったように聞こえたんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 1点目の陶芸については、先ほども言いましたように、1つ窯が壊れていますけれども、今回、1つ新調するような形で、予算も今回の予算のつけ方が陶芸窯の設置の整備工事につきましては、これは教育費のほうの下田市民スポーツセンターの管理運営費のほうに工事請負費として載せていただいております。これも新年度予算の中にそれが載っています。

そういった形で、今回、今の陶芸の利用者が高齢者の方が結果的に多いことは確かなんです、どちらかというと、高齢者のというよりも元気な方がやっておりますので、そういった形で生涯学習施設のほうとして今回は陶芸については切りかえていくというようなことで考えております。

もともと陶芸は、高齢者生きがいプラザができる前から陶芸窯があってやっております、高齢者生きがいプラザができたときに高齢者生きがいプラザのほうの機能に移したということもございますので、その辺は高齢者は増えていくということは確かだと思えますけれども、その辺については、特に陶芸をやっている方たちの話の中では支障はないというようなこと

は確認しております。

それと、先ほど人口減の話で、高齢者については増えていきますよというようなお話ですけども、確かに高齢化率は上がりますし、高齢人口も今後若干増えていくということは予想されると思いますので、そこの対策を何もしないということではなくて、例えば高齢者の中でもなかなか動きがとれない方があそこまで行くというのもなかなか困難でしょうし、先ほど福祉事務所長が言われたような形で、なるべく高齢者のなかなか移動が困難な人でも近場で来やすいところというような考え方も大切になってくると思います。

生涯学習的なものというのは、先ほど言いましたように、これについては今後高齢者の機能ということではなくて、社会教育的なところの生涯学習の部分のほうで引き継いでいくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） また、新年度予算で現地のほうを予定しておりますけれども、要するに体育館とスポーツセンターの事務所の棟との間に中庭があるんですけども、中庭に認定こども園のほうから行く通路があるんですけども、その部分に設置するというところで、公社のほうとか、あと陶芸の人たちとの協議の結果、そこが一番いいということで、その予定で今います。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますのでご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時27分散会